

Ⅱ 退職手当以外の給付等

1 失業者の退職手当

公務員は原則として雇用保険法の適用除外となっているため、退職した教職員が失業※の状態にあるとき、退職した際に受領した退職手当の額が、雇用保険法を適用した場合に受け取ることのできる失業給付額に満たない場合、失業給付との差額を「失業者の退職手当」として支給するものです。

ただし、退職手当対象外のため雇用保険に加入している再任用職員、非常勤職員は雇用保険法の失業給付が適用されることから対象外になります。

※失業とは

退職後も積極的に就職しようとする意思があり、いつでも就職でき、現在職を探しているが就職できない状態にあることです。したがって、「○月○日から次の任用が決まっている」「退職後は働かない」「いずれ働くが、当分は家でゆっくり過ごしたい」という状態は、失業ではありませんので、御注意ください。

(1) 受給要件

次の①から⑤の全てに該当するときに支給されます。

- ① 職員の給与に関する条例及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける者であること

該当者：常勤の職員 ……正規職員、常勤講師、フルタイム任期付職員など
(懲戒免職等により退職手当が支給されない職員も含む)

- ② 勤続期間(常勤)12月以上で退職していること

※4/1～3/26 勤務の常勤講師の方なども該当します。

12月未満の期間が複数ある場合は、通算されることがありますので、所属の事務担当者又は福利課にお問い合わせください。

- ③ 退職手当額が、雇用保険法上の失業給付額より低いこと

退職手当の額 < 雇用保険法の規定による基本手当の支給総額 (*)

- ④ 退職日の翌日から起算して1年以内において失業していること

※受給期間は、原則として基本手当の受給資格に係る離職の日(基準日)の翌日から起算して1年間です。

※退職後に再就職した場合であっても、その後失業状態になったときは、受給期間内に限り受給できます。

- ⑤ 65歳未満で退職したこと

※65歳以上で上記①～④(②は6か月以上)を満たして退職した場合は、基本手当に代わり一時金を受給できます。

(*)失業者の退職手当の大まかな待機日数、支給日数、受給額を自己確認できる Excel シートを福利課ホームページに掲載していますので御利用ください。勤続年数が4年以上の場合は、給付対象外となる可能性が高いため、事前に確認することをお勧めします。

〔福利課ホームページ URL〕 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyoku02.html>

(2) 失業者の退職手当の額

退職者が受給要件を満たし、失業している場合に支給されます。

退職手当額 (A)	失業者の退職手当 (B - A)
雇用保険の失業給付相当額 (B) 所定給付日数 × 基本手当の日額	

(3) 給付日数及び待機日数

所定給付日数	雇用保険の基本手当の所定給付日数（解雇等以外の事由による離職者）			
	勤続期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	所定給付日数 (全年齢)	90 日	120 日	150 日
待機日数	退職手当の額を、失業 1 日当たりの手当額(基本手当の日額)で除して得た日数			

※自己都合退職者及び懲戒免職処分による退職者は、待機日数のほかに給付制限期間が設定されます。

(4) 失業者の退職手当受給までの流れ

- ① 失業者の退職手当を希望する場合、求職申込に必要な「失業者の退職手当受給資格証」（第 4 号様式）の交付を受けるため、下表 A～D を福利課(長期給付担当)に提出してください。

A 「失業者の退職手当受給資格証」の交付申請書	退職者が作成します。記載方法は所属の事務担当者又は福利課ホームページで御確認ください。
B 給与額調書(第 3 号様式)	所属の事務担当者に作成を依頼し交付を受けてください。（証明年月日は退職日以降の日付です。）
C 退職手当支給通知書の写し	退職後、退職者に郵送されます。複数枚ある場合は全ての写しが必要です。
D 180 円分の切手を貼付した返信用封筒	A 4 の書類を折らずに送付できる大きさの封筒に 180 円分の切手を貼付してください。

・手続きに必要な書類は、福利課ホームページからダウンロードしてください。

- ② 福利課から「失業者の退職手当受給資格証」を送付しますので、最寄りのハローワークに提示し求職活動を開始します。
- ③ 約 4 週間に 1 度、指定された認定日にハローワークに行き、「失業証明書」により失業期間の認定を受けます。
- ④ ③の認定を受けた期間について、「失業者の退職手当給付申請書」、「失業証明書」等を福利課に提出します。
- ⑤ 福利課から、指定の口座に失業者の退職手当が支給されます。

(5) 受給期間の延長（「失業者の退職手当受給資格証」の交付を受けた者に限る。）

受給期間内に妊娠・出産・育児等により 30 日以上求職活動を行うことができない場合は、求職活動ができない日数分（最長で 3 年間）を加算し、最長 4 年まで延長することができます。延長申請は、30 日以上求職活動を行うことができなかった日の翌日から、延長後の受給期間の最後の日まで可能です。受給期間の延長を希望する場合は、福利課(長期給付担当)まで御連絡ください。（電話 024-521-7803）

2 公立学校共済組合の給付（短期給付）

退職した方が任意継続組合員にならなかったとき、任意継続組合員の資格を喪失したとき、下記給付要件を満たす場合は、請求により下記給付金が支給されます。

ただし、退職（任意継続組合員の資格喪失）後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。

（傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。）

給付金名	給付要件	給付額	提出書類
出産費	退職後 6 か月以内に本人が出産したとき（注）	500,000 円	・ 出産費請求書 ・ 領収書の写 等
傷病手当金	1 年と 1 日以上組合員であった方が退職した際（任意継続組合員になった場合も含む）に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったら受けられるとき	1 日につき 標準報酬の日額×2／3 支給期間……1 年 6 か月（結核 3 年） ※ 年金が受給できる場合は給付の調整があります。 ※ 在職中の支給額は、上記期間から差し引かれます。	・ 傷病手当金請求書 ・ 療養のため労務に服することができないことに関する医師の証明書 ・ 労務に服することができないことに関する申立書
埋葬料	退職後 3 か月以内に死亡した時（注）	50,000 円	・ 埋葬料請求書 ・ 埋葬許可証の写 等

（注）任意継続組合員の場合は、退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

3 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ給付

在職期間中に永年勤続表彰（永年勤続リフレッシュ給付及び同種の給付を含む。）を受けないまま勤続若しくは定年退職又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員には、請求により次の区分で給付を行います。

区 分	給 付 額
永年勤続表彰を受けないまま勤続 30 年以上で退職する会員	8 万円
永年勤続表彰を受けないまま勤続 20 年以上 30 年未満で勤奨又は定年退職する会員	
永年勤続表彰を受けないまま勤続 20 年以上 30 年未満で勤奨又は定年以外の理由で退職する会員	3 万円

(2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後 1 か月以内のときに請求により給付します。

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。

ホームページアドレス <https://www.fgojokai.com>

※（１）、（２）共に公立大学法人（県立医科大学、会津大学）を退職した方は対象になりません。

[MEMO] 給付金の請求・支払

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

必要な添付書類は現職会員と同じです。

給付金は、公立学校共済組合への届出口座（東邦銀行の本支店）に振り込みます。

なお、医療費給付は自動給付となりますが、計算の基礎となるレセプト（診療報酬明細書）が遅れて届く場合もあるため、退職後最低 1 年間は届出口座を解約しないでください。

（参考１）再就職後の給付等（限定）

会員が退職し、その後、公立学校共済組合の組合員の資格（公立大学法人の組合員を除く。以下同じ。）を取得できる職に任用された場合※１は、併せて互助会会員の資格も改めて取得しますので、その日から会員として給付※２を受けることができます。

なお、退職後、１日の空白もなく公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職※１に任用された場合は、互助会会員資格はそのままとなります。受けることができる給付※２は退職前と変わりません。

なお、任意継続組合員は互助会会員にはなりませんので該当しません。

※１：公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職	組合員種別
フルタイム再任用職員、フルタイム任期付職員、フルタイム会計年度任用職員（当初の任用から引き続き１２月を超える場合に限る。）	一般組合員
再任用職員（５分の３以上（フルタイムを除く。））、臨時的任用職員（常勤講師）、会計年度任用職員（任用期間２月以上、週２０時間以上勤務、報酬月額８万８千円以上の非常勤講師等）	短期組合員

※２：給付の例外に該当する場合	対象外になる給付
会員が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療給付金 医療補助金
被扶養者が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療補助金

（参考２）他の団体からの給付等

（１）一般財団法人福島県退職教職員互助会の給付等

退職教職員互助会の退職会員となった方は、医療費助成等を受けることができますので詳細は下記にお問い合わせください。

照 会 先	住所・電話番号	事 業 内 容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0192 福島市南矢野目道下 35-1 電話 024-555-0231 FAX 024-555-0510	・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス <http://fukushima-taikyogo.jp>



※１ 現職時に退職教職員互助会に加入されていた方で、退職時に退職会員になることを選択した方が該当します。

※２ 名称が似ていますが福利課内の教職員互助会とは別法人（団体）です。

（２）公益財団法人日本教育公務員弘済会の助成

一定要件の保険（ジブラルタ生命）に加入している場合は、宿泊助成等を受けられる場合があります。詳細は日本教育公務員弘済会福島支部までお問い合わせください。

〒960-8534 福島市上浜町 10-38 福島県教育会館内 電話 024-522-6522

ホームページアドレス <https://www.fkyoko.jp/>



（参考３）公立学校共済組合友の会の御案内

公立学校共済組合友の会（以下「友の会」と記載。）は、公立学校共済組合員であった方（年金受給者及び年金待機者）の福利の向上と生活の安定を図ることを目的として設立された団体です。

公立学校を退職された方、公立学校共済組合からの年金を受給されている方ならどなたでも友の会の会員として登録いただけます。

正会員 友の会ベネステプラス（ベネフィット・ステーション）をはじめ、友の会が主催する様々な交流の場や参加型イベント、企業による優待サービスを利用することができます。

会費 330 円／月（会費の一部は、未来の先生応援プロジェクト事業に活用）

準会員 正会員向けのサービスの一部を利用することができます。

会費 無料

（問い合わせ先）

〒102-0076 東京都千代田区五番町 5-1 J S 市ヶ谷ビル 4 階

電話 0120-122-169（10 時～12 時、13 時～16 時 月曜日～金曜日（祝日を除く））

03-6272-3755（9 時～12 時、13 時～17 時 月曜日～金曜日（祝日を除く））

ホームページ <https://k-tomo.or.jp/>

